

いじめ防止対策協議会の今後の進め方について (案)

- 来年度からこども家庭庁が設置されることや先日公表した「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果等を踏まえ、関係府省庁の連携を一層強化し、いじめ対応に当たるため、新たに「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」が設置された。
- これを踏まえ、いじめ防止対策協議会では、関係府省連絡会議で示された今後の検討事項（資料2参照）について、「早期に対応すべき」とされた項目から順次、専門的技術的観点から審議検討を行う。
- 今後のスケジュールは以下のとおり。

○資料2の「早期に対応すべき検討項目」のうち、「再徹底すべき事項」について議論。

※会議の日程

- ・ 11月28日 第2回いじめ防止対策協議会（本日）
- ・ 12月中 第3回いじめ防止対策協議会

※「早期に対応すべき検討項目」のうち、「重大事態調査に関する事項」については、年明け以降議論を開始。また、「今後対応すべき事項」については、来年度以降検討を開始し、結論を得たものから順次対応。